

第12回会議 提案事項 別紙

西伯町・会見町合併協議会

平成15年9月30日

## 2町の施策の調整方針について（教育部会 文化振興業務）

項 目	現 況		課 題	調整方針
	西伯町	会見町		
1.文化財保護委員  (担当課) (根拠法令)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員数 7人以内</li> <li>・任期 2年（H17.3.31）</li> <li>・報酬 1回 会長5,600円 1回 委員5,400円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員数 7人以内</li> <li>・任期 2年（H15.12.31）</li> <li>・報酬 1回 5,200円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定数</li> <li>・報酬の違い</li> </ul>	合併時に以下のとおりとする ・委員数 7名 （新たに委嘱、旧町委員は失職） ・任期は2年とする ・報酬については総務企画部会で 全体の報酬審議の中で決定する
	教育委員会	教育委員会		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・西伯町文化財保護条例</li> <li>・西伯町文化財保護審議会条例</li> <li>・西伯町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会見町文化財保護条例</li> <li>・会見町文化財保護審議会条例</li> <li>・会見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例</li> </ul>		
2.文化財の現況	国指定 重要美術品 2  県指定 保護文化財 2 天然記念物 4 無形民俗文化財 1  町指定 有形文化財 4 天然記念物 1 史跡 1 無形文化財 2  詳細は別紙	国指定  重要文化財 1 県指定 保護文化財 1  無形民俗文化財 1 史跡 1 町指定 有形文化財 8 天然記念物 2  史蹟名勝 7 詳細は別紙		各町の文化財を新町に引き継ぐ
管理補助金  (担当課) (根拠法令)	該当なし	3,500円×14、7,000円×5 *金額の差は管理面積等による 詳細は別紙 教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理補助金の有無</li> <li>・普段寺古墳については管理していないため、支払わず</li> </ul>	各町の制度をそれぞれ引き継ぐ ・平成17年度以降の対応については、町指定文化財の中で、地域及び有志のグループ等で草刈等の作業によって管理が行なわれており、作業しなくては体裁が保たれないものに限り対応する。ただし、所有者が個人の私有地に属する小規模の史跡等は除く。
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥取県文化財保護条例</li> <li>・鳥取県文化財保護条例施行規則</li> <li>・会見町文化財保護条例</li> </ul>		

項目	現況		課題	調整方針
	西伯町	会見町		
借入金	国指定重要美術品を祐生出合いの館で展示 15,000円（賀祥区） 教育委員会	該当なし		西伯町の例による
実施補助金 (担当課) (根拠法令)	一式飾り 315,000円（法勝寺地区） 法勝寺歌舞伎 120,000円（保存会） 教育委員会 ・ 鳥取県文化財保護条例 ・ 鳥取県文化財保護条例施行規則 ・ 西伯町文化財保護条例 ・ 西伯町文化財保護条例施行規則	小松谷盆踊り 50,000円（保存会） 教育委員会 ・ 鳥取県文化財保護条例 ・ 鳥取県文化財保護条例施行規則 ・ 会見町文化財保護条例		各町の制度をそれぞれ引き継ぐ ・ 平成17年度以降の対応については新町で調整する
3.文化振興施設 (担当課) (根拠法令)	祐生出合いの館 (歴史民俗資料館と板祐生記念館を併設して活用) ・ 歴史民俗資料館 昭和59年11月3日開館 鉄筋コン造 アスファルト葺 平屋建 364㎡ ・ 板祐生記念館 平成7年10月1日開館 木造 瓦葺 一部二階建 478㎡ 教育委員会 ・ 博物館法 ・ 西伯町歴史民俗資料館設置及び管理に関する条例 ・ 西伯町板祐生記念館の設置及び管理に関する条例	該当無し		西伯町の例による
開館時間 (担当課) (根拠法令)	9:00～17:00 教育委員会 ・ 西伯町歴史民俗資料館の管理に関する規則第3条	該当無し		西伯町の例による
休館日 (担当課)	火曜日 年末年始 教育委員会	該当無し		西伯町の例による

項目	現 況		課 題	調整方針
	西伯町	会見町		
(根拠法令)	・ 西伯町歴史民俗資料館の管理に関する規則第 4 条			
入館料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般 300 円</li> <li>・ 高校、大学 200 円</li> <li>・ 中学生以下 無料</li> </ul> 団体割引 (15 名以上) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般 240 円</li> <li>・ 高校、大学 160 円</li> <li>・ 中学生以下 無料</li> </ul>	該当無し		西伯町の例による
(担当課)	教育委員会			
(根拠法令)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 西伯町板祐生記念館の設置及び管理に関する条例第 5 条</li> <li>・ 西伯町歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例第 4 条</li> </ul>			
使用料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 展示室</li> <li>1 日につき 3,150 円</li> <li>半日につき 1,570 円</li> <li>・ 研究室</li> <li>1 日につき 1,570 円</li> <li>半日につき 780 円</li> </ul>	該当無し		西伯町の例による
(担当課)	教育委員会			
(根拠法令)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 西伯町板祐生記念館の設置及び管理に関する条例第 4 条</li> <li>・ 西伯町歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例第 4 条</li> </ul>			
管理	西伯町地域振興会に委託	該当無し		西伯町の例による
(担当課)	教育委員会			

項 目	現 況		課 題	調整方針
	西伯町	会見町		
(根拠法令)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 西伯町板祐生記念館の設置及び管理に関する条例第6条</li> <li>・ 西伯町歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例第5条</li> </ul>			

文化振興業務添付資料 文化財一覧表

種別		西伯町				会見町			
		名称	管理	現行	H17～	名称	管理	現行	H17～
国指定文化財	重要美術品	鉄仏聖観音像、十一面観音立像(本体)	賀祥区	15,000	15,000				
		鉄仏聖観音像、十一面観音立像(光背)	賀祥区	借用金	借用金				
	重要文化財					三角縁二神二獣四乳鏡	大安寺	3,500	0
県指定文化財	保護文化財	鉄仏聖観音像、十一面観音立像(本体)(同上)				吉持家住宅 附棟札二枚	吉持 彰英	7,000	0
		鉄仏聖観音像、十一面観音立像(光背)(同上)							
	天然記念物	佐伯氏のクロガネモチ	佐伯氏	0	0				
		長田神社社叢	長田神社	0	0				
		金華山熊野神社社叢	熊野神社	0	0				
		長寿寺・落合神社樹叢	長寿寺・落合神社	0	0				
	無形民俗文化財	馬佐良申し上げ祭り	馬佐良	0	0	小松谷盆踊り	小松谷盆踊り保存会	50,000	
史跡					金田瓦窯跡	景山 寅夫	7,000	0	
町指定文化財	有形文化財	木造十一面観世音菩薩坐像	白山神社	0	0	三角縁珠紋四神四獣鏡	稲田 衛	3,500	0
		烏帽子岩	笹畑区	0	3,500	尚方画文帯環状乳神獣鏡	門原 正雄	3,500	0
		六角地蔵	柏尾区(公民館敷地内)	0	0	杉原重盛宝篋印塔	大安寺	3,500	0
		唐筆涅槃図	宝禅寺	0	0	大安寺寄進状	大安寺	3,500	0
						長者原新井手設計絵図面	吉持 彰英	3,500	0
						越敷山地蔵尊	田住区	3,500	0
						越敷山献水鉢	田住区	3,500	0

種別	西伯町				会見町			
	名称	管理	現行	H17	名称	管理	現行	H17
天然記念物					仏涅槃図（雲光寺）	雲光寺	3,500	0
	金華山(凝石灰礫岩、熊野神社社叢)	熊野神社	0	0	通称 天宮さん極相林	御内谷	3,500	3,500
史跡					栃（とちのき）	田住区	3,500	3,500
	法勝寺城址	西伯町	0	0	岩舟古墳	三崎区	7,000	7,000
					殿山古墳	三崎区	7,000	7,000
					普段寺古墳	遠藤 貞子	0	0
					日の岡古墳	坂田 憲昭	3,500	0
					後塔山古墳	岩田 和徳	3,500	0
					寺内八号墳	上代 修一	3,500	0
					小松城跡	金田区	7,000	7,000
無形文化財	法勝寺一式飾り	法勝寺区	315,000					
	法勝寺歌舞伎	法勝寺歌舞伎保存会	120,000					
合計			450,000		合計			134,000

- ・ 印の無形文化財の実施補助金については、H17年度以降の対応は新町で調整する。





項目	現 況		課 題	調整方針
	西伯町	会見町		
(根拠法令)	・生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律	・生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律		
生涯学習大会	生涯学習大会 ・3月の第1日曜日 ・対象 町民 ・運営形態 天津地区文化祭と共催  ・15年度予算 50,000円	生涯学習のまちづくり推進大会 ・11月17日(年により異なる) ・対象 町民 ・運営形態 「富有の町 会見町まつり」関連イベントの一つとして実施、主管は教育委員会、公民館 ・予算は前掲の生涯学習のまちづくり推進本部の内(15年度予算 150,000円)	・実施形態の検討	新町において町民大会として実施する(統合)
(担当課)	教育委員会	教育委員会		
(根拠法令)	・生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律	・生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律		
生涯学習情報紙	該当なし	生涯学習情報紙生涯学習フィールド ・月1回 全戸配布 ・A3版両面印刷 ・編集体制 教育委員会事務局	・実施形態の検討 ・町広報との連携	会見町の例による ・新町において町広報の紙面を活用して実施を検討する
(担当課)		教育委員会		
(根拠法令)				
学習拠点施設情報化等推進事業	学習拠点施設情報化等推進事業 エルネット受信局整備(中央公民館) ・子ども放送局 ・オープンカレッジ	学習拠点施設情報化等推進事業 エルネット受信局整備(会見町公民館)	両町設置済み	各町の施設をそれぞれ引き継ぐ
(担当課)	教育委員会	教育委員会		
(根拠法令)	・生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律	・生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律		
社会教育主事	配置 2名 教育委員会	配置 4名 教育委員会	・有資格者の複数配置(教育委員会事務局、公民館各2名以上)	基準に基づき適正に配置する
	社会教育法	社会教育法		

項目	現況		課題	調整方針
	西伯町	会見町		
指導主事	該当なし	指導主事（地域教育担当）設置 1名 15年度予算 8,990,000円	・指導主事（地域教育担当）の設置	会見町の例による ・H17年度以降は新町で調整する
（担当課） （根拠法令）		教育委員会		
子ども週末活動 支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>15年度予算 769,000円</li> <li>推進協議会 子育てネットワークで兼ねて 保育園、小学校 PTA、中学校 PTA、民生児童委員、駐在、保健師、社会福祉協議会、教委（16名）</li> <li>地域活動サポートセンターの設置 教育委員会事務局、社会福祉協議会（ボランティアセンター）</li> <li>ボランティアリーダーの養成</li> <li>通学合宿事業 社会教育施設に泊まり、学校に登校</li> <li>天津、東西町地区で土曜日の学童を対象とした事業を行っている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>15年度予算 850,000円</li> <li>推進協議会 青少年育成ネットワーク会見を兼ねる 青少年団体関係者7名、 学校関係者8名 関係機関関係者ほか22名 合計37名</li> <li>地域活動サポートセンターの設置 1箇所設置</li> <li>ボランティアリーダーの養成、</li> <li>通学合宿推進事業 社会教育施設に泊まり、学校に登校</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国委託事業</li> <li>サポートセンターの設置、運営体制及び他部局との連携</li> <li>両町とも設置しており事業統合を検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>両町の事業を継続する</li> <li>推進協議会については新町で統合する</li> </ul>
（担当課） （根拠法令）	教育委員会 ・社会教育法	教育委員会 ・社会教育法		
視聴覚ライブラリー業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>フィルム運送料</li> <li>実施回数 30回</li> <li>地区・子ども会の希望により実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>フィルム運送料</li> <li>実施回数 40回程度</li> <li>地区子ども会、学校の希望により実施</li> </ul>		両町の事業を継続する
（担当課） （根拠法令）	教育委員会 ・社会教育法	教育委員会 ・社会教育法		

項目	現況		課題	調整方針
	西伯町	会見町		
文化表彰	<p>(西伯町表彰条例内文化活動部分)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>表彰時期 5年ごと(記念式典等と同時)、必要と認められる場合は随時</li> <li>表彰基準 教育、学芸、文化、体育、若しくは産業等の発展又は社会福祉の向上について、その構成が顕著な者</li> <li>表彰方法 表彰状、記念品</li> </ul>	<p>文化活動で優秀な成果をおさめた者、及び文化の振興に著しく貢献した者を表彰</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>表彰時期 2月下旬</li> <li>推薦 小学校長(児童個人、団体) 中学校長(生徒個人、団体) 学校長、公民館長(生徒(高校)、一般個人、団体) その他必要と認められる場合は教育長</li> <li>表彰基準 文化表彰(全国で優秀賞以上) 文化奨励賞(県以上で最優秀賞) 文化振興賞(10年以上文化振興に貢献)</li> <li>表彰方法 表彰状、記念品</li> <li>平成14年度受賞者 該当なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>表彰基準の見直し(各種学習活動等の評価)</li> </ul>	<p>新町において調整する</p>
(担当課) (根拠法令)	<p>総務課</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>西伯町表彰条例</li> <li>西伯町表彰規則</li> </ul>	<p>教育委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>社会教育法</li> <li>会見町文化表彰規則</li> </ul>		
3.家庭教育	<p>青少年問題・家庭教育を考える講演集会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>実行委員会方式 保育園、保育園保護者会、小学校PTA、中学校PTA、教委(会長は各組織持ち回り)</li> <li>15年度予算 50,000円</li> <li>内容 DV(ドメスティック・バイオレンス)について講演</li> </ul>	<p>子育て講演会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>会見町小中学校PTA連絡協議会主催</li> <li>15年度予算(補助金) 122,000円</li> <li>内容 教育委員会論について講演</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>運営方法の違い</li> </ul>	<p>新町で統合して実施する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>H17年度以降は新町で調整する</li> </ul>
(担当課) (根拠法令)	<p>教育委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>社会教育法</li> </ul>	<p>教育委員会</p>		

項目	現況		課題	調整方針
	西伯町	会見町		
家庭教育講演会等補助  (担当課) (根拠法令)	家庭教育について PTA 等で講演会を実施する場合の謝礼補助 ・ 15 年度予算 60,000 円 ・ 対象 保育園保護者会、小・中学校 PTA 教育委員会 社会教育法	該当なし		西伯町の例による ・ H17 年度以降は新町で調整する
子育てサークル育成  (担当課) (根拠法令)	子育てサークル育成（虹色ポケット等） ・ 月 1 回活動支援、情報提供 ・ 会費 100 円/回 公民館、健康福祉課 ・ 社会教育法	子育てサークル育成 ・ 月 2 回活動支援、情報提供 ・ 材料費負担（町） 5,000 円程度/回 教育委員会 ・ 社会教育法	・ 団体サークルの育成	各町の制度をそれぞれ継続する ・ H17 年度以降は新町で調整する
子育て学習の全国展開事業  (担当課) (根拠法令)	子育て学習の全国展開事業 ・ 保育園、小学新一年生のための子育て講座 ・ 15 年度予算 60,000 円 (20,000 円×3 回) 教育委員会、健康福祉課、保育園 ・ 社会教育法	子育て学習の全国展開事業 ・ 小学新一年生のための子育て講座 ・ 中学生のための子育て講座 ・ 15 年度予算 60,000 円 (20,000 円×3 回) 教育委員会 ・ 社会教育法	・ 国委託事業 ・ 実施形態の検討 ・ 講座の開催回数の見直し	国の動向による
子育てネットワーク  (担当課) (根拠法令)	一環した子育てのための連絡会議 ・ 保育園、小学校 PTA、中学校 PTA、民生児童委員、駐在、保健師、社会福祉協議会、教委（16 名） ・ 月 1 回実施 教委事務局 ・ 社会教育法	該当なし	・ 会見町に該当がない ・ 育成関係団体の組織統合、再編及び自主運営	西伯町の例による ・ H17 年度以降は新町で調整する
4. 女性教育	該当なし	夢つくる女性の会補助 バザー・講演会・その他 15 年度予算 45,000 円	・ 男女共同参画としての施策の明確化 ・ 自主活動の促進 ・ 統合して実施(他部局事業との統合)	会見町の例による ・ H17 年度以降は新町で調整する

項目	現況		課題	調整方針
	西伯町	会見町		
(担当課) (根拠法令)		教育委員会 ・社会教育法		
5. 青少年教育	青少年育成町民会議補助 ・6地区(地区公民館単位) 研修会 啓発活動 巡視活動  はきものをそろえる運動、 あいさつ運動、 花と緑の推進協議会補助等 15年度予算 360,000円	青少年育成ネットワーク会見補助 ・全町一括 研修会 啓発活動 巡視活動 町を美しくする運動等  15年度予算 45,000円	・育成関係団体の組織統合、再編及び 自主運営 ・地域単位での事業の実施 ・統合して実施	合併時に組織を統合して実施する ・活動については地域単位(旧西伯 町6地区、旧会見町地区)
(担当課) (根拠法令)	教育委員会 ・鳥取県青少年健全育成条例	教育委員会 ・鳥取県青少年健全育成条例		
高校生サークル	サークル翼・架(かける)の育成 ・中3の集い ・各種相談など 15年度予算 34,000円	該当なし	・団体サークルの育成	西伯町の例による ・H17年度以降は新町で調整する
(担当課) (根拠法令)	教育委員会 ・社会教育法			

項目	現況		課題	調整方針
	西伯町	会見町		
子ども会育成 連絡協議会	西伯町子ども会育成連絡協議会 ・組織 西伯町子ども会、地区、集落 ・単位子ども会育成 ・研修会、 ・子ども会大会、 ・リーダー研修会、 ・ナイトウォーク  ・育成者研修会ほか ・15年度予算 180,000円 ・単位子ども会補助なし	会見町子ども会育成連絡協議会 ・組織 会見町子ども会、集落  ・子ども会大会、  ・ジュニアリーダーキャンプ、 ・育成者研修会ほか 15年度予算 126,000円 ・単位子ども会補助(22集落中12集落) 15年度予算 128,000円	・育成関係団体の組織統合、再編及び 自主運営 ・地域単位での事業の実施 ・単位子ども会補助の有無	各町の制度をそれぞれ引き継ぐ ・H17年度以降は新町で調整する
(担当課)	教育委員会	教育委員会		
(根拠法令)	・社会教育法	・社会教育法		
在学青年交歓 の集い	高校生の宿泊体験学習 ・実施時期 夏休み中 ・参加者 4名(H14) ・15年度予算 0円(事業参加を見送り)	高校生の宿泊体験学習 ・実施時期 夏休み中 ・参加者 2名(H14) ・15年度予算 187,000円	・実施主体は西伯郡社会教育協議会 西伯郡の再編により、西伯郡社会教育協議会の動向による	西伯郡社会教育協議会の動向により 方針を決定する
(担当課)	教育委員会	教育委員会		
(根拠法令)	・社会教育法	・社会教育法		
6.成人式	・開催日 1月12日(成人の前日) ・会場 プラザ西伯 ・記念品 音楽ギフト ・内容 式典、記念写真撮影、同期生会(実行委員会方式) ・15年度予算(補助金)440,000円	・開催日 1月5日 ・会場 役場会議室 ・記念品 ワイングラス ・内容 式典、記念講演、記念写真撮影、献血、懇親会(実行委員会方式) ・15年度予算502,000円	・開催日、内容の検討	新町で統合して実施する ・開催日等は新町で調整する
(担当課)	教育委員会	教育委員会		
(根拠法令)				

## 家庭教育事業

実施主体	教育委員会	保護者会	小学校PTA	中学校PTA	実行委員会	小学校PTA連絡協議会
成人						
青年						
中学校	・家庭教育講演会補助(西伯) ・子育て学習の全国展開事業(会見)			・家庭教育講演会(西伯)		
小学校	・子育て学習の全国展開事業(西伯・会見) ・家庭教育講演会補助(西伯)		・家庭教育講演会(西伯・会見)		・青少年問題・家庭教育を考える講演集会(西伯)	・啓発映画上映(会見)
保育園・幼稚園	・子育て学習の全国展開事業(西伯) ・家庭教育講演会補助(西伯)	・家庭教育講演会(西伯・会見)				
乳幼児期	・家庭教育講演会(健康福祉課と共催)(西伯) ・育児サークル支援(にじ色ポケット)(西伯) ・育児サークル支援(かきっ子club)(福祉保健課、児童館と共催)(会見)					
全体	・子育てネットワーク(町民会議の企画立案機関)(西伯) ・西伯町青少年育成町民会議(6地区で事業展開、本部では防犯ステッカー作成等)(西伯) ・青少年育成ネットワーク会見(委員36名、啓発事業、パトロール実施)(会見)					

## 家庭教育事業

		教育委員会	保護者会	小学校 PTA	中学校 PTA	実行委員会	小中学校 PTA 連絡協議会
成人	西伯町						
	会見町						
青年	西伯町						
	会見町						
中学校	西伯町	・家庭教育講演会補助			・家庭教育講演会	・青少年問題・家庭教育を 考える講演集会	
	会見町	・子育て学習の全国展開事業					・啓発映画上映
小学校	西伯町	・子育て学習の全国展開事業 ・家庭教育講演会補助		・家庭教育講演会		・青少年問題・家庭教育を・ 考える講演集会（同上）	
	会見町	・子育て学習の全国展開事業		・家庭教育講演会			・啓発映画上映（同上）
保育園 幼稚園	西伯町	・子育て学習の全国展開事業 ・家庭教育講演会補助	・家庭教育講演会			・青少年問題・家庭教育を 考える講演集会（同上）	
	会見町		・家庭教育講演会				
乳幼児	西伯町	・家庭教育講演会（健康福祉課と 共催） ・育児サークル支援（にじ色ポケ ット）					
	会見町	・育児サークル支援（かきっ子 club）（福祉保健課・児童館と共 催）					
全体	西伯町	・子育てネットワーク（町民会議の企画立案機関） ・西伯町青少年育成町民会議（6地区で事業展開、本部では防犯ステッカー作成等）					
	会見町	・青少年育成ネットワーク会見（委員 36 名、啓発事業、パトロール実施）					